

◆業務の概要

まちなかウォーカーブル区域とは、都市再生整備計画区域内において、にぎわいあふれるまちなかづくりに必要な施策を集中的に講じる区域として、市区町村が定める地域です。国土交通省では“「居心地が良く歩きたくなる」まちなか”づくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援しています。都市再生整備計画の策定を通じた区域指定から、民有地・公有地の活用を通じた交流・滞在空間の創出の推進、歩行者の安全確保・快適性の向上、まちづくりへの多様な主体の参画を促進するための計画策定支援や事業組成のコンサルティングを行います。

◆私たちの着眼点

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現は、市区町村が既存ストックを活用して創出することが基本となりますが、都市再生推進法人や民間事業者がそこを「どう使いこなすか？」という視点に留意しつつ、行政と民間がWIN-WIN（ウィンウィン）の関係となることを前提に取り組みを進めていく必要があります。独立系民間シンクタンクである弊社は中立的な立場から、行政と民間の協議が円滑に進むようにあらゆるリソースを提供するとともに、民間の動きが鈍い場合は、働きかけから行い、機運醸成に尽力します。

- ✓ まちなかウォーカーブルに関連する事業を推進するためには、都市再生推進法人の存在がカギ(鍵)となります。法人のない地域においては、地元事業者へのサウンディングを通じて法人設立をご支援いたします。
- ✓ 補助ありきの事業ではなく、地域の将来像から必要な取組を見定め、それに適合した事業や補助のスキームを洗い出すとともに、その実現に必要な事業者に対して参画を呼びかけます。
- ✓ 将来像をもとに、ウォーカーブル区域で取り組むべきエリアマネジメント事業や官民連携まちなか再生推進事業などの実現に向けたコンサルティングを行います。

「まちなかウォーカーブル」

【ご支援が可能な項目】

都市再生推進法人の設立

参画する団体へのアプローチ

まちづくり会社等の立ち上げ

都市再生整備計画の策定

地域の現状と課題の整理

地域の将来像

まちづくり方針と事業計画

まちなかウォーカーブル

空間創出の検討(対行政・民間)

一体型滞在快適性等向上事業
の検討
(対民間・都市再生推進法人)

占用手続等の補助

相乗効果のある事業の検討

エリアマネジメント事業

官民連携まちなか再生推進事業

など